

検証の対象範囲等について

R5.1.23 青田

(一検証委員としての意見ということでご承知おきください)

1. 今般の土砂崩落にかかる行政対応を第三者の眼で検証する主な目的は、市民に正しく評価いただくためだが、熱海での土砂災害の後だけに、市の責任を追及する声に焦点が置かれ、メディアもその方向で報道していると見受けられる。しかし、それが市民の優先課題と一致しているか検討が必要である（全員が新聞を読む時代でもない。若い世代ほど新聞を読まない。報道に左右されるとは限らない。他に情報がないので信じてしまうところもある）。
2. 資料 7 や過去の通報等からも、市民が最も注目するのは、安心・安全の観点から市の取組を判断することではないか。その中に法的責任も含まれるが、ご提案の（案1）では改変行為に対する市の法的責任に重点を置いたものとして限定され、例えば、「(5) 市長の対応の根拠法令」に問題なしとされても、市民の不安材料は解消しないであろう。
3. 検証の目的③の「同様の災害の発生を防止するための今後のあり方について」という観点に立てば、検証の対象に災害対応を含むべきと考える。災害対応後も対象にするのは、そこからの教訓が次の災害への備えにつながるからである（災害に遭った自治体が経験してきたこと）。但し、応急措置の完了日が本年 7 月では、検証の迅速性が問われる所以、完了に目途がついた段階等で区切るべきであろう。
4. 1月 5 日に応急措置の現場を案内いただいた。本来民一民の問題にも関わらず、市民の安全・安心のため、市役所として真摯に取り組んでおられる印象を持った。技術専門委員会での検証の結果、問題がないのならば、むしろ積極的に発信すべきではないか。それが市民の安全・安心に対する市への信頼感の醸成につながると考える。
5. 民一民の問題で行政対応に限界がある中、行政としてできる限りの措置を講じたことを正しく発信する（=説明責任）、報道と異なり、ホームページ等で長期間公開されることからも、将来の減災にもつながる検証になるのではないか。
6. 同様の災害の発生を防止する上では（可能な限り被害を減少させる減災の視点に立てば）、市民等からの通報を受けた際に、危機管理になり得る案件として全庁的、少なくとも関係部局間で共有できなかったのが、今回の教訓として挙げれるかもしれない（→検証が必要）。静岡県土採取等規制条例、地滑り等防止法等の関係法令は、安全安心に関する目的を有している。
7. 一般的に、災害未経験の自治体ほど、危機管理部局に全てを委ねる傾向にある。今回の教訓を得て、南海トラフ地震や気候変動に伴う災害等将来に備えるため、全庁的な危機管理体制の強化につながることを願いたい。